

## 法の実行についての意見集約特集

各地域行政では条例の制定に向けた動きが活発ですが、既に実行されている愛護動物関係の措置の中には、法を超えた恐れの高いケースや、法の範囲の中で実行可能な措置にも係わらず、不実行や不作為に陥っていると思われる事態があります。

東京世田谷区では条例制定計画を背景に、区民参加のフォーラムを開催しています。また東京都は改正動物愛護法をうけて、東京都動物の愛護及び管理に関する条例に名称を変更し一部を改正施行しました。(東京都ホームページから.pdf形式でダウンロード可。)

東京都健康局地域保健部環境衛生課ホームページ [http://www.kenkou.metro.tokyo.jp/eisei/d\\_vet/index.html](http://www.kenkou.metro.tokyo.jp/eisei/d_vet/index.html)  
世田谷区ホームページ <http://www.city.setagaya.tokyo.jp/>

新たに条例を制定しなくても動物関連の法律の範囲の中で実行可能と思われる措置要項を除き、世田谷区が新しい条例づくりを計画する際に課題とされ得る事態などを想定した「提案書」が公開されています。

「世田谷区における人と動物との共生に関する考え方」計画への提案書 (.pdf / A4サイズ4頁 / 20k)  
[http://nyanko.circle.ne.jp/pdf/setagaya\\_jorei.pdf](http://nyanko.circle.ne.jp/pdf/setagaya_jorei.pdf)

## 法を超えた措置の恐れが高い事例・・・

野良猫を対象にした繁殖制限手術費助成を議会決議した地方都市では、その実行措置要項に「手術済みの野良猫の室内飼養」を強制的な条件にしました。動物愛護法では愛護動物が命あるものである他に、愛護動物から人への侵害を抑止する目的も含まれます。野良猫に命あるとする市民が繁殖制限という保護及び管理措置を実行する際の助成金の拠出は法の目的に添います。しかし野良猫が咬傷の危険を含むことや、市民に対して野良猫の終生に及び室内での適正な飼養負担を強制する措置は、市民の財産や身体に対する侵害を誘発する恐れがあり、措置要項の見直しが検討されました。

沖縄県では生物多様化国家戦略に係わる移入動物対策として、自然環境の保全が求められる地域や人間の居住環境などの野良猫を、鳥獣保護法に記載された狩猟鳥獣の「ノネコ」と総称する駆除事業を展開しています。旧動管法が施行された以後に疑義案件として問いかけられている「ノネコ」に対する適切な定義は示されていないにもかかわらず、県では今でも野良猫を総称し「ノネコ」としています。

尚、県では「狩猟鳥獣のノネコ」と総称されて駆除対象になった野良猫でも、捕獲用器具に収納された際には「命ある愛護動物のねこ」として生存の機会を与えることに配慮するなど、整合性のみられない措置が実行されています。沖縄県に対する「動物愛護推進のお願い」ホームページは  
[http://nyanko.circle.ne.jp/awn\\_okinawa\\_noneko.html](http://nyanko.circle.ne.jp/awn_okinawa_noneko.html)

## 不実行あるいは不作為と思われる事例・・・

法や条例で規則されていない事態であっても、国から措置要項として通達された事項などを地域行政は実行することが可能です。例えば(昭和50年4月付け、国からの通知)「犬及び猫の引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要項について」の第2項「所有者又は拾得者から引取りを求められたとき、若しくは施設に引取り又は収容した犬又はねこについては、飼養の継続、飼養希望者又は所有者の発見に努める等できるだけ生存の機会を与えるようにすること。」とする措置をほとんどの自治体が適切に実行してません。

その結果、引取り動物に対する致死処分が多用されており、遺棄や殺傷、衰弱虐待犯罪などの該当動物の保管機能が整いません。法の罰則を執行する警察は、遺棄違反通報者などに対して事件に該当する動物も通常と同様の扱いの引取り申請を勧めるため、遺棄違反の摘発は極めて少なくなっており、適切な終生飼養責務の普及がなされず、安易な遺棄や引取り申請が引き続いていきます。一部の警察では、違反に該当する動物の保管についての検討を始めました。

AWN会員からこのファックスをお知り合いの皆さまに転送していただく際に、その旨のご連絡は不要です。AWN連絡会にご参加登録がお済みでない市民グループはお知らせください。このファックスが不要の際や、不適切にお届けされた際には大変お手数ですが下記までこの用紙にチェックの上返信いただくと幸いです。ご連絡/返信先Fax.03-3350-6440  
ねこだすけ気付AWN連絡会デスクワーク推進係 マスコミやジャーナリストの皆さまへお願いいたします。アニマルウエルフェア連絡会は、愛護動物活動市民グループの情報連絡ネットワークで、ファックスニュースを随時発行しています。マスコミやジャーナリストの皆さまにもお届けさせていただきました。不適切に届いた際や、ファックス番号の変更及び不要の際には誠にお手数ですが、下記をご記入のお届けください。

ファックス  
不要チェック✓BOX   
ファックス番号  
変更チェック✓BOX

貴団体名

ファックス番号

ファックスニュースのインターネット.pdfファイルURLは... <http://nyanko.circle.ne.jp/pdf/news22.pdf>

動物愛護法改正時の付帯決議で適切な措置を講ずるべきであるとされている『飼い主が所有権を放棄した犬及びねこ以外の愛護動物や虐殺を受け保護が必要な動物については、第二十一条の「動物愛護推進員」の活動として新たな飼い主や引取り先の斡旋が行われることが想定されるところである。都道府県等は、第二十二条の「協議会」の構成員として、この動物愛護推進員の活動を支援していくことが法律上望まれているところであり、このような都道府県等の活動に対する国としての支援について検討し適切に措置すること。』とされた措置要項も「できるだけ生存の機会を与えるようにする」施設や機能の構築が各自治体においても整備されていないため、推進員が適切な活動を行うにあたり大きな障害になっています。

現行法などの範囲の中では自治体が効果的な施策として行えないため、新たな条例に加えられることが想定される措置計画の主な案件など・・・

公設アニマルシェルターの構築 / 「引き取った動物に対する飼養の継続、及び飼養希望者の発見に努める等、できるだけ生存の機会を与える」事を目的とした行政施設や措置の整備。

愛護動物飼養禁止措置・繁殖制限違反罰則 / 安易な引取り申請の受諾を避ける目的で、適正な終生飼養や繁殖制限、周辺環境の保全などの責務を満たさない者（飼い主のほか取扱業などを含む）に対する抑止規則。生態系に格別に影響を及ぼす恐れのある外来種動物などの不適切な飼い主の繁殖制限違反罰則や飼養禁止措置。

犯罪該当動物の保管 / 遺棄違反や殺傷違反の摘発に加えて、新たに飼養禁止罰則や、繁殖制限違反罰則を定めた際に、事件の解決を図り該当の動物を保管する機能や設備。

行政間の情報交換措置 / 動物愛護の整備・充実を図る目的で、警察、消防、教育委員会などが相互に緊密に連携した情報交換や、各々の機関が連動する動物愛護の普及啓発体制措置の構築。

愛護動物立ち入りガイドラインの構築 / 公営・公設住宅などの入居ガイドライン及び、公共施設に愛護動物が立ち入るために必要な設備などの整備。

災害基本法に対応する緊急災害時動物措置 / 緊急時の災害対策本部からアニマルレスキューを除外しない措置。緊急災害時に避難所に想定される公共施設などには、平素より愛護動物が立ち入りまたは、保護管理を行える設備や機能の整備。

動物引取り課税 / 「犬及びねこの引取りについては、飼い主の終生飼養の責務に反し、やむを得ない事態としての所有権の放棄に伴う緊急避難措置として位置付けられるものであり、今後の飼い主責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取りのあり方等につき、更なる検討を行うこと。」と付帯決議された事項に関しては、飼い主責務などの普及啓発の実行がなされた際において、引取り業務に関する意識が変革されていくものであることに基く動物引取り課税。

動物取扱業の登録課税と商取引課税及び繁殖制限や終生飼養責務の強化及び営業停止措置 / 生物多様化国家戦略にも係わる、ペットの移入動物化対策として、動物取扱業などの完全登録性と施設規模の大小等の制限並びに通信販売などの制限の排除。動物を供する業者等に対する終生飼養責務及び繁殖制限強化規制。特定動物などの個体登録課税。登録取り消し、生涯に及ぶ営業停止措置。野生動物移入禁止規則ほか。

愛護動物陳列展示の禁止。及び、協議会と推進員などを拡大展開し組織的に確立する措置。 / シェルター機能の運営、動物愛護の普及啓発、需要に応えなければならない愛護動物の育成、生体陳列展示の消滅における弊害を避けることを目的に拠点を分散。適正な飼い主の教育、愛護動物のトレーニング機能、獣医療介護施設、アニマルレスキューパトロール等の一切の機能を整備。

狂犬病予防法の犬の登録性罰則執行の強化。 強制力を持つ動物専任パトロールの設定  
 近交劣化（又は退化）の情報公開措置。 / 近親交配などの弊害による動物間感染症や疾病障害情報の公開。

愛護動物は命あるものであることにかんがみ際に動物が飼養される立場 / 家庭動物、学校飼育動物のほか、実験、展示、産業、畜産などに供される動物が、その分野を離れ他の分野に移動し、新たな立場で呼称されることから、どのような分野からの動物にも、飼養及び保管などの措置を実行するため、すべての愛護動物の飼養及び保管に関する、地域行政独自の措置基準を策定。法の精神と理念に基づき、1個体の愛護動物がその一生の生存中に供される分野や時期に従い、命があるものであったり、命が尊重されない場合が生じるなどの混乱予防のため、愛護動物の生死に係わらず実験、展示、産業、畜産などに供さない措置。

各地域行政単位では、法の精神である「動物が人間や自然環境を侵害する恐れを抑止し、命ある愛護動物に保全を果たす」ことが可能であるとの観点より、地域性に配慮された条例を計画し、地域社会の動物愛護土壌を育むことにより、地域住民に対する動物愛護の普及啓発が自然に行われ、人と動物との共生が果たされます。